

報告



2008年度（平成20年度）札幌弁護士会市民ネットワーク委員会との意見交換会 技術士データの整備と相互利用について

(社)日本技術士会北海道支部 業務委員
技術士（農業／総合技術監理部門） 川野 恭司

まえがき

平成21年2月24日(火)札幌弁護士会館において、「札幌弁護士会市民ネットワーク委員会と日本技術士会北海道支部業務委員会との意見交換会」を開催しました。

この意見交換会は、技術士業務の開拓施策の一環として、弁護士会との意見交換会等を通じて、相互の業務の理解と認識を深めるとともに、協働に向けて必要な施策等の検討を行うことを目的としており、今回で3回目となります。

2時間という限られた時間の中で、「技術士データの整備と相互利用」を中心に、双方から活発な意見が出されました。意見交換会の最後には、技術士が取り組んでいるSCOT事業の活動報告と、弁護士会から「中高生のための憲法講座」の案内がなされました。

今回は、司法修習生も参加し、意見交換会後に行われた懇親会では、さらに熱い意見交換が行われ、年に数回の意見交換会の開催実現に向けて固く握手を交わしました。

以下に、意見交換会の概要について報告します。

1. 出席者

技術士会からは大島支部長を始め13名、弁護士会からは札幌弁護士会副会長の愛須氏および亀田委員長を始めとして10名、総勢23名の出席者により意見交換会が行われました。

出席者名簿は右表の通りです。

2. 意見交換会

出席者の自己紹介に時間がとられた昨年の反省を

札幌弁護士会市民ネットワーク委員会	
愛須 一史	札幌弁護士会副会長
亀田 成春	市民ネットワーク委員会委員長
増谷 康博	同委員会副委員長
作間 豪昭	〃
黒川 貢	〃
川田浩一朗	同委員会委員
菊地 輝仙	〃
吉田 悟志	〃
佐藤 信孝	司法修習生
堀川秀太郎	〃
計 10 名	
(社)日本技術士会北海道支部	
大島 紀房	支部長
齊藤 有司	同副支部長
能登 繁幸	〃
大谷 諭	支部事務局長
大熊 正信	支部広報委員長
中野 淑文	支部事業委員長
田川 輝昭	支部業務委員長
田中 輝幸	支部業務委員会幹事
長澤 幸雄	同委員会委員(担当委員)
住友 寛	〃
対馬 一男	〃
岩田 徳夫	〃
川野 恭司	〃 (担当委員：司会)
計 13 名	
合計 23 名	



踏まえ、今回は各席に氏名を明記し、出来る限り多くの意見交換会の時間を確保しました。

(1) 代表者あいさつ

始めに技術士会を代表して大島支部長が、

○昨年の「弁護士を大いに活用して頂きたい」との発言を踏まえ、入札問題や労働問題等について、弁護士の方にお知恵をお借りした。

○日本古来からの伝統である愛社精神の欠如が日本の政治を悪くしており、裁判員制度においても、日本人としての心構えが大切である。

○技術士の行動目標として、技術士活動の社会認識の向上と社会貢献があげられている。

○したがって、「技術士も使いようによっては便利」であり、我々技術士をどんどん活用して頂きたい。

○歴史を積み上げながら色々検討させて頂くとともに、お知恵をお借りしたいと思っている。

と話され、続いて札幌弁護士会の愛須副会長が、

○本年度 47 人が新会員となり、札幌弁護士会の会員が 500 人を超え、弁護士数が全国的にも増加。

○今後、弁護士の仕事も拡大し、様々なニーズがあると思われる。

○業務改革推進委員会というのもあり、市民ネットワーク委員会以外の関連する委員会を含め意見交換会を行ったほうが良いのではないかと考えている。

○但し、3 月で任期終了であるため、新年度の役員にこの問題を検討して頂くことになると思う。

と述べられ、さらに、札幌弁護士会市民ネットワーク委員会の亀田委員長からは、

○弁護士の世界もこの 5 年で大きく変化し、弁護士の仕事への不安もあり、交流、交換を真剣に行う必要がある。

○技術士会とは、色々な意味で双方プロフェッショナルとして交流を進めてきたが、弁護士と技術士が社会の中で貢献していくことを真剣に交流しなければならない時期になっていると思われる。

○しかし、弁護士会も委員会の再編があり、今後は、他の委員会を含めた交換会を考えていく必要がある。

と話されました。以下、意見交換の概要について

整理します。

(2) 技術士データについて

【司会】 昨年の弁護士会からの要望や技術士会の今の状況などを踏まえて意見交換をしていきたいと思いますので、忌憚のない意見・要望を遠慮なくお話ください。それではこの意見交換会を主催している業務委員会を代表しまして田川委員長と市民ネットワーク委員会の幹事でいらっしゃいます作間副委員長のほうから、口火を切るという形をお願いいたします。

【田川委員長】 意見交換会を主催している業務委員会委員長の田川です。業務委員会の業務は、技術士業務の開拓、マスコミや行政等への PR、および技術士補対策を行っている。その中で、今日は、技術士業務の開拓の一貫として、弁護士会との定期的な意見交換会の中でお互いの業務の理解をし、認識を深めるという意味で意見交換会を開催し、今年で 3 回目となる。意見交換の口火になるような事案として、昨年、某弁護士から交通事故の防護柵の設置基準について技術士会へ問い合わせがあり、専門家を紹介した事例があった。鑑定センターは有志の技術者で構成されているが、支部における技術士データについては、事務局より説明してもらう。

【作間弁護士】 交通事故の事例は、技術士会と弁護士会の相互で模索してきた形ではないかと思うので詳しいお話をお聞かせ願いたい。また、裁判員制度に関する集会について、技術士会ルートで広報して頂いたことも、交流事業の一つと考える。

【田川委員長】 技術士会に依頼された案件は、夜中に酒酔い運転の上、信号無視・スピード違反をして、カーブを回りきれず川へ飛び出し、当人が死亡したものである。防護柵があれば川へ落ちず死亡しなかったのではないかと遺族の疑問を明らかにするためのものであった。設計基準では、当該事故地点は防護柵を設置しなくても良い箇所であった。この案件は、昨年の 10 月頃に技術士会北海道支部の事務局へ直接依頼があったものである。

【大谷事務局長】 道路管理者が交通事故のシミュレーションを行ったが遺族が納得しなかったため、東京の会社を紹介し解析しているところである。報

告書（30 ページほど）をもとに再度公判の予定である。

【田川委員長】 当該弁護士が技術士会と接触があったことから、事務局のほうに連絡が来たようである。

【大谷事務局長】 現状では、訴訟に対しては独立した技術士でないと対応するのが難しい。

【作間弁護士】 30 ページくらいの報告書の費用は？

【大谷事務局長】 費用は当人同士で決めており、1 時間 5,000 円程度とし、1 万円／回で 2 回面談したようである。今後、シミュレーション結果が出たら、再度、依頼主と交渉すると聞いている。

【司会】 タイムリーな事案が発生し、今後、このような事案が増えてきたらどう対応したら良いかと、我々委員会のほうも悩んでいるところである。さて、昨年からの課題である「技術士のデータ」を踏まえ、支部で開設しているホームページ（以下、HP とする）の内容について、大谷事務局長のほうから説明して頂きます。

【大谷事務局長】 技術士会北海道支部の HP は、会員への情報伝達が 70% である。配布した資料に HP のコンテンツを示しているが、「会員のページ」に会員名簿が整理されている。但し、会員だけが閲覧可能であり、正会員 1,061 名が登録されている。会員名簿は、技術士カードの記載事項をもとに整理しているが、個人で入力していることから、共通するキーワードを整備する必要がある。現状では、名簿としての活用がほとんど。

【司会】 技術士のデータについて、弁護士会からの

要望事項等がございましたら、忌憚のない意見をお聞かせください。

【黒川弁護士】 専門家の意見を聞きたい時に、技術士会としては、受入れ体制がどこまで整備されているのか？ HP で会員が表示されていても、対応可能な人を明確にリストアップしないと意味がない。個人として弁護士からの要請に対応可能な方のリストを作って頂くのが一番望ましい。

【田川委員長】 会員に対して、対応可能か否かの承認が必要であり、要望に応えるためには確認作業を行う必要がある。“科学技術鑑定センター”では、個人情報情報を公開しており、今後は、支部においてもデータ整備に向けた活動が必要と考えている。

【亀田弁護士】 弁護士データは市民からのアクセスが可能なものとなっている。専門分野と対応できる事案などを明確にして欲しい。HP で検索する場合、個人で対応可能な技術士、企業内技術士であるが対応可能な人、技術士会を通じて依頼可能か、直接アクセス可能か、などを検討して頂きたい。弁護士からは、かなりの要望があると思われ、技術者の紹介プロセス、などを明確にして欲しい。

【大島支部長】 鑑定センターのデータは、好きな人が選べるようになっており、このようなデータを整備するかどうかは、今後の支部活動の課題である。要望があれば整備していかなければならない。

【作間弁護士】 弁護士会には「特定分野の取扱い弁護士紹介制度」という制度がある。

【愛須弁護士】 “法律センター”が弁護士会館の 2 階にあり、そこで一般市民の相談を受けている。より専門性の高い分野の弁護士要望に対し、数年前から 13 くらい分野（医療過誤問題の患者側、労使問題の企業側および労働者側、知的財産権など）に対応してくれる弁護士のリストを整備し、相談者に紹介している。

【作間弁護士】 専門分野を整理した“技術士センター”のようなものが事務局に整備可能か？

【斉藤副支部長】 一番の問題は、技術士が企業に属していた場合、企業の意見か個人の意見か、という問題がある。北海道は企業内技術士が多いことから、登録手順についても支部で検討したい。個人技術士



は、本人の意志確認さえ頂ければリストの公開は可能であろう。現在は、個人情報保護の関係から、技術士合格者の名前を調べることも困難になっている。

【作間弁護士】 合格者が技術士会の門を叩かないと判らないということですね。

【斉藤副支部長】 登録制度を作る場合には、企業内技術士をどう扱うか？ 鑑定センターに登録されている技術士は、ほとんどが個人技術士である。

【田川委員長】 個人事務所を開設しても仕事が少ないので大変であるようだが、数は年々増えてきている。彼らに弁護士会からの依頼について話をしてみたい。

【黒川弁護士】 企業内技術士が名前を出しづらいのであれば、名前を出さなくても良いアドバイス（鑑定までは必要のない）のニーズも相当あると思う。どの人がどの分野でどこまでやって頂けるのか？という情報を教えて欲しい。

【能登副支部長】 報酬が出る場合、企業の副業規定に引っかかる恐れがある。

【作間弁護士】 無料であればありがたいが、専門家の意見を聞く以上、それなりの報酬は支払いたい。

【田川委員長】 企業によるとは思うが、その報酬を企業の収入とすることもあるのでは。

【作間弁護士】 企業との契約には問題がある。

【斉藤副支部長】 個人と契約すれば良いと思う。また、企業が了承すれば特に問題はないと思う。

【愛須弁護士】 企業との関係が課題であるということとは理解できる。「技術士」という資格や専門分野の認識度が、弁護士や一般市民にまだまだ浸透していないのが現状だと思うが、少なくとも弁護士からの需要はあり、専門性の高い問題などは増加する時代になってきている。したがって、専門技術士の意見を聞きたい、鑑定書を出して頂きたいというニーズがあった場合、受入れて頂けるかどうか、基本的な姿勢を示して欲しい。積極的にデータを整備して頂ければ利用したいが、データが整備出来ないのであれば、他のプロを探すしかない。

【大島支部長】 去年までは、弁護士と技術士の異なる点について議論していた。弁護士は国民の財産や

生命を守るが、我々技術士は新しい産業育成への貢献のための資格であるため、直接市民との接触する機会が少ない。したがって企業内技術士が多く、企業の中で生産活動を行っている。公共事業などでは技術士が資格要件となっている、個人と1対1で対峙することはほとんどない。社会の中で技術士の認知度を高めることが大きな目標であるが、90%が企業内技術士である。しかし、東京では個人でやられている方が多く、鑑定センターでも会社等を定年になって、これからは個人で気楽にやって社会貢献したいという人が多く登録されている。

【大熊広報委員長】 “技術鑑定”というキーワードで検索すると、“技術士”が一つも表示されず、個人技術士が集まっている「協同組合総合技術士連合」がヒットする。このページを見ると、技術案件の鑑定や技術評価の実績が整理されており、北海道でもこのようなHPを整備していく必要があると考えている。また、弁護士からの依頼が、年間どのくらいあるのか、お互いの情報をもっと密にする必要がある。

【斉藤副支部長】 姿勢としては前向きに考えて行きたい。協同組合（実務団体）と技術士会とは全く異なる組織である。

【作間弁護士】 潜在的なニーズについては把握しづらいが、企業内技術士でない人だけでも対応しても良いという制度があれば、アクセスが容易になるのは事実である。様々な要因で報酬を受け取ることができない人もいると思うが、技術士の専門意見を聞く以上、対価をお支払いするのが前提である。

【斉藤副支部長】 今のところ、事務局が連絡を受けるとは個別対応するしかないが、システム化については、支部として検討していきたい。

【亀田弁護士】 個人事業主の方と企業内技術士とは、対応が代わると思う。出来るところから、鑑定センターのような窓口を作っていく。また、定年になられて自由に対応できる方は、今後、団塊の世代で増えていくと思われるので、社会的な意味のある仕事だと思う。企業内技術士の場合は、企業との調整は技術士会の事務局が中心となってやるしかないと思う。協力できる範囲や副業の問題も、技術士会

として解決しながらやっていく必要がある。進めていけるところから進めていけば、整備の方向性は見えてくると思う。

【能登副支部長】 弁護士会としては、大学の先生を活用したほうが良いのでは？

【作間弁護士】 今までは技術的な意見が欲しい場合、大学の教授等にアプローチしており、鑑定意見書は自信を持って出しやすかった。しかし、常に意見書が必要となる訳ではなく、依頼者の技術的妥当性を検証したいという時に、該当技術者が近くにいるならば活用していきたい。

【大島支部長】 鑑定センターでは、裁判結果の責任は負わない。あくまでも事実関係を判断するだけ。冒頭の交通事故のような案件であれば、専門技術者が多い企業は、企業として専門的意見を出すほうが良いと思う。鑑定センターの依頼で一番件数が多いのが保険会社からの要望であり、交通事故の保険金額の判断に活用されている。大学の土木を出た人も保険会社に行く人が多い。ケースによるが、企業の中で消化できるものは企業でやっていくほうが良い。

【亀田弁護士】 “取扱い弁護士”という名前を作るのに10年以上かかっているが、専門分野ではなくて“取扱い分野”というほうが、色々なニーズに応えていける。技術士会もやりやすいところからやっていってはどうか。

【吉田弁護士】 北海道以外で弁護士と連携している技術士はいるか？

【田川委員長】 東京と北海道だけだと思う。技術士会としては、コーディネーター役を事務局が担当し、事務局のほうから一番ふさわしい技術士を探して紹介する、ということでやっていきたい。これと併せて技術士のデータベースを順次整備していきたい。

【作間弁護士】 弁護士会の会報に“技術士会北海道支部の事務局に連絡する”と記載して良いか？

【田川委員長】 全く構わない。支部のHPもPRしていきたい。

【大島支部長】 来年度の事業計画にもHPの拡充整備や弁護士との連携活動が入っている。弁護士の会報に掲載されることは、技術士の評価の向上に

も繋がる。

【田川委員長】 弁護士さんからの技術相談が増えることによって、個人技術士さんの仕事も増え、個人でもやっていこうという技術士も増えてくると思う。

【大熊広報委員長】 市民ネットワーク委員会以外の500名の弁護士さんへの技術士認知度の向上を図る必要がある。個人の技術だけでなく測定機材等の所在データも含めて、技術士会として提供していけるデータのソースを整備していく必要がある。また、双方向の連携も強化し、検索しやすい支部HPを整備していく必要がある。

【作間弁護士】 北海道支部には事務局長やほかのスタッフが常駐されているのか？

【大谷事務局長】 事務局は㈱ドーコン内にあり、事務局スタッフも社内に居るので連絡は可能。

【菊地弁護士】 委員会に入って1年目なので、今回の意見交換会まで技術士というものが良く分からなかった。どういう分野で仕事をしているのか？ また、どのようなことを専門に扱っているのか？ もっと公開して頂きたい。



【大谷事務局長・斉藤副支部長】 HPにも技術士の技術部門が整理されているが、建設や上下水道など技術部門が20部門あり、さらにその中で専門科目が細分化されている。一般論で言えばほとんどの技術分野に対応できるはず。但し、訴訟関係に慣れていないということはある。名前を出すとか意見書を提出するとなると、対応が難しいかもしれない。意見

やアドバイスを求められる程度であれば比較的対応可能であろう。

【田中幹事】 我々技術士には“名称表示の義務”というのがあり、専門以外のことには口を出せない。技術士会にはEPOというメーリングリストがあり、技術士内部でも意見や情報交換を行っている。事務局に連絡頂ければ、対応できる技術士をメーリングリストで探すことが可能である。EPOは会員専用となっているが、事務局が窓口となって回答を出すことは可能だと思う。そこから始めてみて、的確な回答を提供することが出来れば、我々の位置付けも向上していく。まずは、動いてみよう。

【長澤委員】 3年に渡る課題であり、意見や要望は尽きないと思うが、そろそろ動き出す時期を迎えている。ここで出された意見を業務委員会の検討事項として、事務局と相談して方向性を決めて行きたい。

【亀田弁護士】 4月から新しい会長、委員長になる。委員会自体は変わらないが、具体的にスタートしたら会長・副会長に引き継いで、しかるべき委員会のほうへ引き継ぎたい。業務改革委員会のほうが、この問題にふさわしいと思われる。

【長澤委員】 引き継がれる委員会の弁護士の方が一新されてしまうと、また一から説明しなければならない。

【亀田弁護士】 最初の会議は、一緒に参加して引継ぎをきちんとする。

【大島支部長】 できれば全員代わってしまうことが望ましい。半数は、今までの市民ネットワーク委員会の方が入ってもらうほうが良い。

【田中幹事】 市民ネットワーク委員会の委員が代わり新しい弁護士さんが加わることで、我々としては弁護士会とのネットワークが広がる。

【長澤委員】 作間先生は3年間お付き合い頂いてい

ることから、ここでいなくなると継続性がなくなってしまう。

【作間弁護士】 しばらくは参加していく。弁護士会の技術士に対する認知度を向上させていくためにも、適切なところで他の弁護士ともつき合わさなければならないと思っている。私は逃げも隠れも致しませんので、お付き合いを深めて行きたいと考えている。

話題は弁護士会の委員会再編等に移り、技術士データに関する意見も出し尽くされたことから、主要議題の意見交換は、ここで終了となりました。

引き続き対馬委員から、SCOT事業の概要と取り組み事例が紹介され、最後に作間弁護士より3月29日に開催される「中高生のための憲法講座」が案内され、活発な意見交換がなされたにも拘わらず、予定された時間内で無事意見交換会を終えることが出来ました。

3. おわりに

今回の意見交換会では、改めて双方の連携・協働の必要性が強調され、技術士データの早期整備に向けた活動を約束するなど、より具体的な意見の交換がなされました。また、年に1度の意見交換会のほかに、小規模な交換会を年に数回開催し、より密接な関係を築いていくことを確認し合えたことは、大きな収穫でありました。

今後は、弁護士会の要望を踏まえつつ、支部ホームページを中心とした技術士データベースの整備と閲覧システム等の構築に向けて、業務委員会と支部事務局との協力体制を強化していきたいと思います。